

（気体燃料を使用する器具）

第 2 1 条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 19 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、火気器具のうち、都市ガス、プロパンガス等の気体燃料を使用する火気器具の取扱いについての規定であり、移動式ストーブ及び卓上型こんろ、卓上型グリル、炊飯器等の調理用器具が該当する。

1 離隔距離

気体燃料を使用する火気器具を設置する場合の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、次のとおりである。

(1) 条例別表第 3 に定める距離（表 2 1 - 1 参照）

(2) 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離以上の距離

ただし、気体燃料を使用する火気器具が、（一財）日本ガス機器検査協会が定めた防火性能試験基準に適合したものについては、防火性能が確保され安全性が高いものとなっていることから、当該器具に貼付されている（一財）日本ガス機器検査協会名のラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

表 2 1 - 1 （条例別表第 3 抜粋）

種 類						離 隔 距 離（単位センチメートル）				
						入 力	上 方	側 方	前 方	後 方
移動式 ストーブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バーナー が露出	前方放射型	7キワット以下	100	30	100	4.5
					全周放射型	7キワット以下	100	100	100	100
				バーナー が隠ぺい	自然対流型	7キワット以下	100	4.5	4.5 (注 5)	4.5
					強制対流型	7キワット以下	4.5	4.5	60	4.5
		不 燃	開 放 式	バーナー が露出	前方放射型	7キワット以下	80	15	80	4.5
					全周放射型	7キワット以下	80	80	80	80
				バーナー が隠ぺい	自然対流型	7キワット以下	80	4.5	4.5 (注 5)	4.5
					強制対流型	7キワット以下	4.5	4.5	60	4.5
調理用 器具	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バーナー が露出	卓上型こんろ (1口)	5.8キワット以下	100	15	15	15
					卓上型こんろ (2口以上)・ グリル付こん ろ・グリドル 付こんろ	14キワット以下	100	15 (注 4)	15	15 (注 4)
				バーナー が隠ぺい	加熱部が開 放	卓上型グリル	7キワット以下	100	15	15

調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バーナーが隠 ぺい	加 熱 部 が 隠 ぺい	卓上型オーブ ン・グリル (フードを付 けない場合)	7キロワット以下	50	4.5	4.5	4.5
						卓上型オーブ ン・グリル (フードを付 ける場合)	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
						炊飯器 (炊飯 容量4リット ル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10	10
						圧力調理器 (内容積10 リットル以 下)	—	30	10	10	10
	燃	不 燃	開 放 式	バーナー が露出		卓上型こんろ (1口)	5.8キロワット以下	80	0	—	0
						卓上型こんろ (2口以上)・ グリル付こん ろ・グリドル 付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			開 放 式	バー ナー が 隠 ぺい	加 熱 部 が 開 放	卓上型グリル	7キロワット以下	80	0	—	0
					加 熱 部 が 隠 ぺい	卓上型オーブ ン・グリル (フードを付 けない場合)	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
						卓上型オーブ ン・グリル (フードを付 ける場合)	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
						炊飯器 (炊飯 容量4リット ル以下)	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5
						圧力調理器 (内容積10 リットル以 下)	—	15	4.5	—	4.5

(注4) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(注5) 熱対流方向が一方に集中する場合にあっては60センチメートルとする。

備考

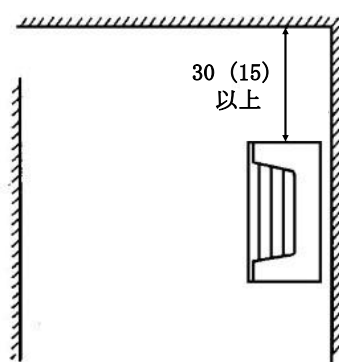
- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

2 設置例

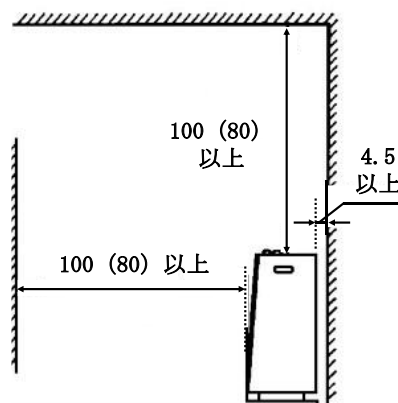
(1) 移動式ストーブと建築物等との離隔距離の例（単位：cm）

ア 開放式でバーナーが露出

(7) 前方放射型（7キロワット以下）



(平 面)

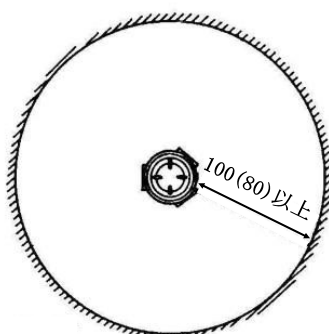


(側 面)

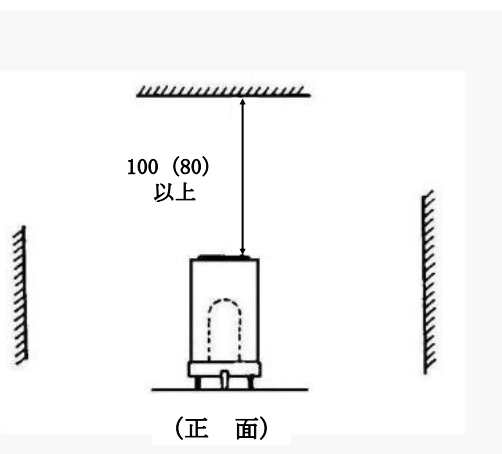
（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

(イ) 全周放射型（7キロワット以下）



(平 面)



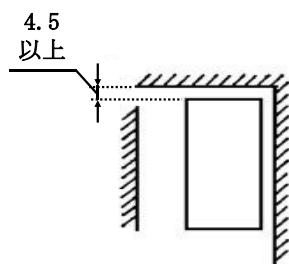
(正 面)

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

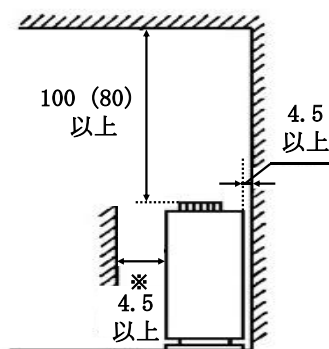
【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

イ 開放式でバーナーが隠ぺい

(7) 自然対流型（7キロワット以下）



(平 面)

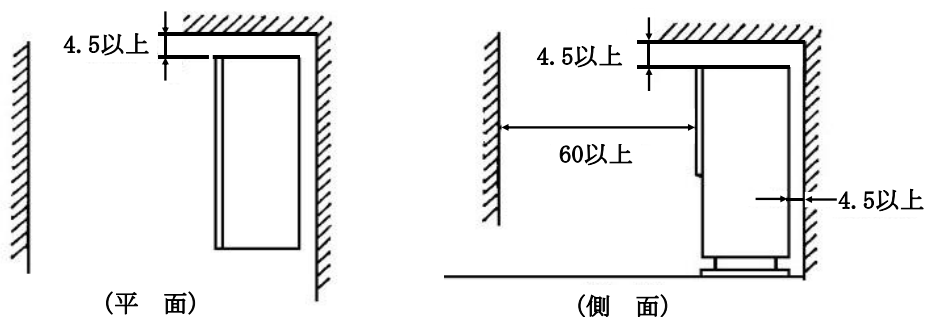


(側 面)

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

(イ) 強制対流型（7キロワット以下）



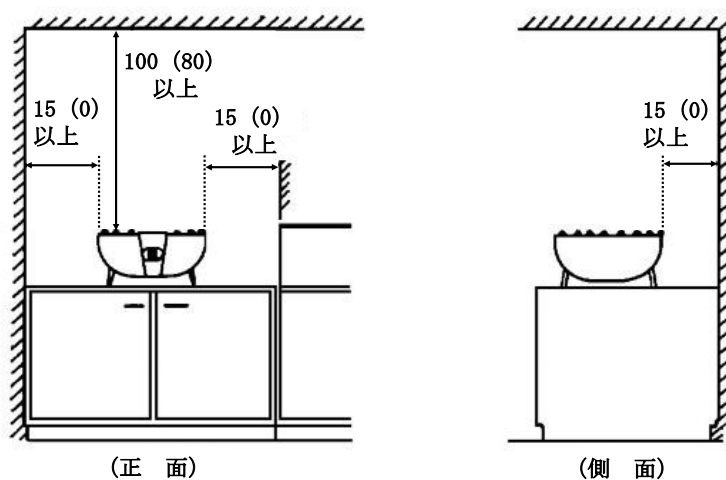
(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

(2) 調理用器具と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）

ア 開放式でバーナーが露出

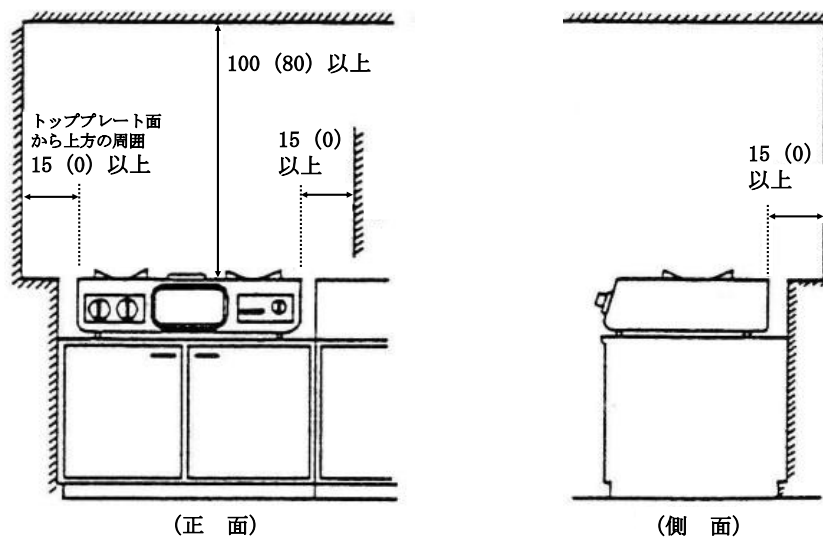
(ア) 卓上型こんろ（1口）（5.8キロワット以下）



(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

(イ) 卓上型こんろ（2口以上）、グリル付こんろ・グリドル付こんろ（14キロワット以下）



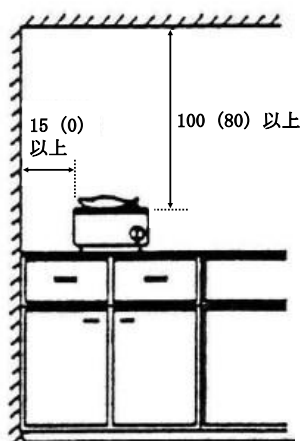
(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

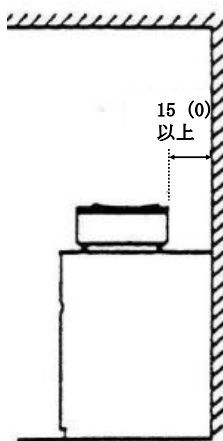
イ 開放式でバーナーが隠ぺい

(7) 加熱部が開放

卓上型グリル (7 キロワット以下)



(正面)



(側面)

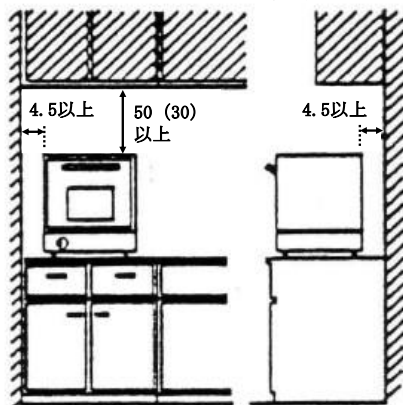
(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

(イ) 加熱部が隠ぺい

a 卓上型オープン・グリル (7 キロワット以下)

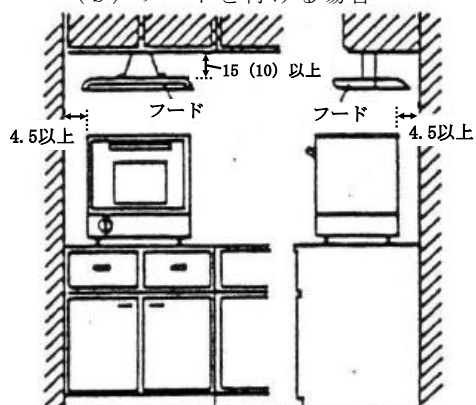
(a) フードを付けない場合



(正面)

(側面)

(b) フードを付ける場合



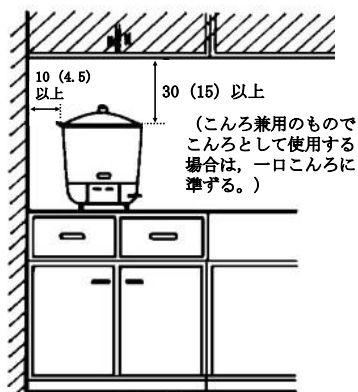
(正面)

(側面)

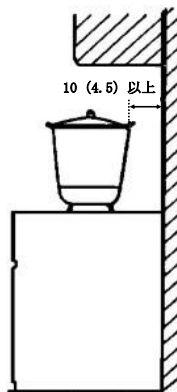
(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

b 炊飯器 (炊飯容量 4 リットル以下) (4.7 キロワット以下) 及び圧力調理器 (内容積 10 リットル以下)



(正面)



(側面)

(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

3 第1項

気体燃料を使用する火気器具に接続する金属管以外の管について規定したものである。一般的にはガス用ゴム管が使用されるが、当該管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生ずるおそれがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため、器具に応じた適当な長さとしなければならない。

なお、「器具に応じた適当な長さ」とは、3m以下が望ましいが、臨時的、季節的に使用する場合でも5m以下とすること。

4 第2項

条例第19条（液体燃料を使用する器具）の取扱いについての規定が、気体燃料を使用する火気器具に準用されることを規定している。（表2 1－2 参照）

表2 1－2 「気体燃料を使用する器具」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
19	1	1	可燃物品等からの条例別表第3又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃性ガス等が発生又は滞留しない位置への設置
		3	地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所での使用
		4	地震等により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用
		5	不燃性の床等での使用
		6	故障し、又は破損していないものを使用
		7	不適切な使用の禁止
		8	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		9	器具周囲の整理、清掃及び可燃物の存置の禁止
		9の2	多数の者の集合する催しに際して使用する場合の消火器準備
		10	燃料漏れの確認後の点火